

葛飾区L P ガス料金負担軽減事業に関する補助金交付要綱

5 葛産産第165号
令和5年7月28日
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区（以下「区」という。）に存する顧客に対し値引きを行ったL P ガスの販売事業者に対して、その値引き原資を補助することにより、L P ガス料金の上昇により影響を受けている利用者の負担を軽減することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「利用者」とは、区内においてL P ガスを利用する個人及び法人とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、利用者に対し、令和5年9月1日から令和6年2月29日までの期間に行った検針に係る料金について、区の指定する額を上限としてL P ガス販売事業者が料金の値引きを行う事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第3条第1項の登録を受けたL P ガス販売事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額及び補助金の交付の対象となる経費は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助金の交付額
利用者への値引き原資	1利用者当たり上限5,000円
補助対象事業の実施経費	30,000円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施するに当たり、葛飾区L P ガス料金負担軽減事業に関する補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて葛飾区長（以下「区長」という。）に申請するものとする。この場合において、当該申請者は、令和5年8月1日から令和6年1月31日まで

(郵送の場合は当日消印有効)に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業を実施する利用者数を証する書類
- (2) 法第3条第2項の申請書の写し等
- (3) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容等を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 区長は、補助金の交付を決定したときは葛飾区LPガス料金負担軽減事業に関する補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは葛飾区LPガス料金負担軽減事業に関する補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の変更)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた事業者(以下「補助決定事業者」という。)が補助対象事業の内容の全部又は一部を変更しようとする場合は、葛飾区LPガス料金負担軽減事業に関する補助金変更承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容等を審査し、補助対象事業の変更の可否を決定するものとする。
- 3 区長は、補助対象事業の変更を承認したときは葛飾区LPガス料金負担軽減事業に関する補助金変更承認決定通知書(第5号様式)により、変更を承認しないときは葛飾区LPガス料金負担軽減事業に関する補助金変更不承認決定通知書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の遂行指導)

第9条 区長は、補助対象事業の実施中に必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行するよう補助決定事業者に対し、指導することができる。

(実績報告)

第10条 補助決定事業者又は第8条の規定により補助金変更承認の決定を受けた事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに葛飾区LPガス料金負担軽減事業に関する補助金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 販売及び値引き実績を証する書類
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 区長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書の内容を審査し、交付すべき補助金の適正な額を確定した上で、葛飾区LPガス料金負担軽減事業に関する補助金交付額確定通知書(第8号様式)により、当該報告をした事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 前条の規定により補助金交付額の確定を受けた事業者は、葛飾区 L P ガス料金負担軽減事業に関する補助金交付請求書（第 9 号様式）により、区長に対し、補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求をした事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 13 条 区長は、補助対象事業の遂行が著しく困難であると認める場合は、前条の規定にかかわらず、事業者の申出に応じて交付予定額の 10 分の 7 を、概算払で交付することができる。

2 概算払を必要とする事業者は、葛飾区 L P ガス料金負担軽減事業に関する補助金概算払依頼及び交付請求書（第 10 号様式）に、法人にあっては法人都(県)民税の納税証明書（直近決算分）を、個人事業主にあっては特別区民税・都民税（住民税）の納税証明書（令和 5 年度）を添えて区長へ提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による提出があったときは、当該書類の内容等を審査し、当該提出をした事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助決定事業者が、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助決定事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 区長は、第 11 条の規定により確定した補助金額が概算払により交付した補助金額を下回っていた場合は、葛飾区 L P ガス料金負担軽減事業に関する補助金返還請求書（第 11 号様式）により、既に交付されている補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項は、葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年規則第 55 号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。